

(案)

番 号
年月日

文部科学大臣 殿

原子力委員会委員長

株式会社日立製作所による日立エンジニアリング株式会社の原子炉の譲受け
について(答申)

平成15年2月14日付け14諸文科科第4706号をもって諮問のあった標記の
件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第39条第3項にお
いて準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分
に限る。)に規定する許可の基準の適用については妥当なものと認める。